

秋田都市計画道路の変更（秋田県決定）

1. 都市計画道路中 3・3・7号 割山向浜線ほか3路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・7	割山向浜線	秋田市新屋町字割山	秋市新屋町字砂奴寄	秋田市新屋町字砂奴寄	約4,040m	地表式	2車線	25m	幹線街路下浜八橋線と立体交差	
	3・4・11	新屋土崎線	秋田市浜田字陳ヶ原	秋土崎南目	秋田市港一丁目 秋茨島一丁目	約13,980m	地表式	4車線	20m	幹線街路下浜八橋線と立体交差、幹線街路と平面交差16箇所	
	車線の内訳		2車線			約5,230m					
	車線の内訳		4車線			約8,100m					
	車線の内訳		6車線			約650m					
	3・4・26	千秋矢留線	秋田市千秋明徳町	秋田市千秋矢留町	秋田市千秋矢留町	約640m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差3箇所	
	車線の内訳		2車線			約450m					
	車線の内訳		4車線			約190m					
	3・4・29	保戸野中通線	秋田市保戸野千代田町	秋市中通六丁目	秋田市保戸野原の町	約3,440m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差10箇所、特殊街路秋操公園道路一号線と平面交差	
	車線の内訳		2車線			約2,670m					
車線の内訳		4車線			約770m						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路中 3・4・79 号 手形添川線ほか 1 路線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・79	手形添川線	秋田市手形字上川原	秋田市添川字地ノ内	秋田市旭川南町	約 1,380m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と平面交差 2 箇所	
	3・4・80	南通茨島線	秋田市南通宮田	秋田市茨島二丁目	秋田市牛島西一丁目	約 3,000m	地表式	2 車線	16m	幹線街路御所野追分線と立体交差、幹線街路と平面交差 4 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、将来都市計画道路網を検討した結果、次のとおり変更を行う。

3・3・7 号割山向浜線については、3・4・32 号割山南浜線（秋田市決定）の一部区間の廃止に伴い、区域及び構造について所要の変更を行うとともに、新たに車線数を 2 車線に決定する。

3・4・11 号新屋土崎線については、一部区間の区域について所要の変更を行う。また、3・4・25 号保戸野高陽線（秋田市決定）の一部区間の廃止及び 3・4・28 号新屋駅前線（秋田市決定）の廃止に伴い、区域及び構造について所要の変更を行う。

3・4・26 号千秋添川線については、3・4・29 号秋田環状線との交点から 3・4・31 号明田外旭川線との交点までの区間を廃止して名称を 3・4・26 号千秋矢留線とし、位置、区域及び構造について所要の変更を行う。また、3・4・31 号明田外旭川線との交点から終点までの区間については、3・4・79 号手形添川線として新たに追加決定する。

3・4・29 号秋田環状線については、3・4・14 号川尻広面線との交点から南通宮田地内までの未整備区間を廃止して名称を 3・4・29 号保戸野中通線とし、位置、区域及び構造について所要の変更を行うとともに、新たに車線数を 2 車線に決定する。また、南通宮田地内から終点までの区間については、3・4・80 号南通茨島線として新たに追加決定する。

変 更 理 由 書

秋田市の長期未着手の都市計画道路について、令和 3 年 6 月に策定した本市の都市計画の基本方針である「第 7 次秋田市総合都市計画」において、多核集約型コンパクトシティの実現を前提に必要性と実現性を再検証し、「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定し、必要に応じて見直しを行うこととしている。この見直し方針に基づき、令和 4 年度に都市計画道路の見直し検討を実施し、令和 5 年 4 月に検討結果をまとめた「秋田市都市計画道路見直し基本方針（案）」を策定し、方針を定めたものである。

今回は、その方針に基づき変更するものであり、各路線の主な変更理由は以下のとおりである。

3・3・7 号 割山向浜線

都市計画道路 3・3・7 号割山向浜線は、3・2・3 号下浜八橋線を通る都市内流入交通と通過交通を分離し、都市周辺における幹線街路網をより有効に機能させるため、昭和 59 年に都市計画決定されている。

当該都市計画道路は、3・4・32 号割山南浜線（秋田市決定）の一部区間の計画廃止に伴い、交差点部分及び終点付近の区域を変更するとともに、当初決定時には無かった地表式の区間における幹線街路との立体交差を追加し、新たに車線数を 2 車線に決定する。

3・4・11 号 新屋土崎線

都市計画道路 3・4・11 号新屋土崎線は、国道 7 号のバイパスが整備されるまで、国道として本市を縦貫する交通の全てを担っており、現在は、秋田都市計画道路の骨格道路網の一部として上位計画に位置付けられている主要な幹線道路である。昭和 29 年に川尻新屋線及び川尻土崎線として都市計画決定され、昭和 41 年に路線の再編に伴う統合により、現名称へ変更している。その後、昭和 50 年に、3・2・3 号下浜八橋線の都市計画決定に伴い、現在と同様の位置や区域に変更し、昭和 60 年から、区域や構造等の変更を経て、現在の計画となっている。

当該都市計画道路は、秋田大橋の区間、茨島交差点から 3・4・14 号川尻広面線との交点までの区間及び 3・4・25 号保戸野高陽線との交点から終点までの区間が整備済及び整備中となっているが、その他の区間については、概成済となっている。

この概成済区間の内、起点から浜田字宮田沢地内までの区間については、幅員 11m が確保されており、将来交通量推計の結果、交通需要の増加が見込まれないことや、市街化調整区域内にあり、現道で沿線土地利用等に対応した一定程度の機能が確保されていることから、既定計画での整備の必要性が低くなっている。また、当該区間の幅員を縮小した場合、周辺都市計画道路網への影響は小さい。

以上の理由から、起点から浜田字宮田沢地内までの区間の幅員を変更する。また、3・4・25 号保戸野高陽線（秋田市決定）の一部区間の計画廃止に伴う交差点部分の区域の変更及び 3・4・28 号新屋駅前線（秋田市決定）の計画廃止に伴う地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。

3・4・26 号 千秋添川線

都市計画道路 3・4・26 号千秋添川線は、昭和 29 年に土手長町手形線および休下町搦田線として都市計画決定され、昭和 41 年に路線の再編に伴う統合により、千秋新藤田線に名称を変更している。その後、昭和 60 年から、構造等の変更を経て、平成 25 年に位置や区域の変更とともに、現名称に変更している。

当該都市計画道路は、起点から 3・4・29 号秋田環状線との交点までの区間及び 3・4・31 号明田外旭川線との交点から 3・3・4 号横山金足線との交点までの区間が整備済及び概成済となっているが、その他の区間は未整備となっている。

この未整備区間については、中心市街地と手形、旭川、添川地区のアクセスを担う路線であるが、将来交通量推計の結果、交通需要が少なく、沿線の住宅地への影響や JR 奥羽本線との横断部に多大な事業費が必要となるなど、既定計画での整備の必要性および実現性が低くなっている。また、当該区間を廃止した場合、周辺都市計画道路網への影響は小さい。

以上の理由から、3・4・26 号千秋添川線について、3・4・29 号秋田環状線との交点から 3・4・31 号明田外旭川線との交点までの区間を廃止して名称を 3・4・26 号千秋矢留線とし、併せて、終点、主な経過地、延長、幅員及び地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。また、3・4・31 号明田外旭川線との交点から終点までの区間については、3・4・79 号手形添川線として新たに追加決定する。

3・4・29 号 秋田環状線

都市計画道路 3・4・29 号秋田環状線は、昭和 29 年に秋田駅牛島線、広小路長野下線および牛島駅茨島線として都市計画決定され、昭和 41 年に路線の再編に伴う統合により、現名称に変更している。その後、昭和 49 年に位置の変更により現在と同様の位置や区域に変更し、昭和 55 年から、区域や構造等の変更を経て、現在の計画となっている。

当該都市計画道路は、起点から 3・4・27 号千秋広面線との交点及び南通宮田地内から終点までの区間が整備済、3・4・27 号千秋広面線との交点から 3・4・14 号川尻広面線との交点までの区間が概成済となっているが、その他の区間は未整備となっている。

この未整備区間については、将来交通量推計の結果、交通需要が少なく、3・4・14 号川尻広面線と市道大堰反線の明田地下道西交差点で施行されている改良事業が代替路線となることから、既定計画での整備の必要性が低くなっている。また、概成済区間の内、3・4・49 号秋田駅前中央線との交点から 3・4・14 号川尻広面線との交点の区間については、幅員 16m で整備されており、将来交通量推計の結果、交通需要が少なく、現道で機能が確保されていることから、既定計画での整備の必要性が低くなっている。これらの区間について、廃止及び幅員を縮小した場合、周辺都市計画道路網への影響は小さい。

以上の理由から、3・4・29 号秋田環状線について、3・4・14 号川尻広面線との交点から南通宮田地内までの区間を廃止して名称を 3・4・29 号保戸野中通線とし、併せて、起点、終点、主な経過地、延長、幅員、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更するとともに、新たに車線数を 2 車線に決定する。また、南通宮田地内から終点までの区間については、3・4・80 号南通茨島線として新たに追加決定する。

【変更前】

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・7	割山向浜線	秋田市新屋町字割山	秋田市新屋町字砂奴寄	秋田市新屋町字砂奴寄	約4,040m	地表式	—	25m	—	
	3・4・11	新屋土崎線	秋田市浜田字陳ヶ原	秋田市土崎南目	秋田市茨島一丁目	約13,980m	地表式	4車線	20m	幹線街路下浜八橋線と立体交差、幹線街路と平面交差17箇所	
	車線の数の内訳		2車線			約5,230m					
	車線の数の内訳		4車線			約8,100m					
	車線の数の内訳		6車線			約650m					
	3・4・26	千秋添川線	秋田市千秋明徳町	秋田市添川字地ノ内	秋田市旭川南町	約3,420m	地表式	2車線	16m	JR奥羽本線と立体交差1箇所、幹線街路と平面交差5箇所	
	車線の数の内訳		2車線			約3,230m					
	車線の数の内訳		4車線			約190m					
	3・4・29	秋田環状線	秋田市保野字新川向	秋田市茨島二丁目	秋田市中通六丁目	約7,010m	地表式	—	16m	幹線街路御所野追分線と立体交差、幹線街路と平面交差6箇所、特殊街路秋操公園道路一号線と平面交差	

【変更後】

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・7	割山向浜線	秋田市新屋町字割山	秋田市新屋町字砂奴寄	秋田市新屋町字砂奴寄	約4,040m	地表式	2車線	25m	幹線街路下浜八橋線と立体交差	
	3・4・11	新屋土崎線	秋田市浜田字陳ヶ原	秋田市土崎南目	秋田市茨島一丁目	約13,980m	地表式	4車線	20m	幹線街路下浜八橋線と立体交差、幹線街路と平面交差16箇所	
	車線の数の内訳		2車線			約5,230m					
	車線の数の内訳		4車線			約8,100m					
	車線の数の内訳		6車線			約650m					
	3・4・26	千秋矢留線	秋田市千秋明徳町	秋田市千秋矢留町	秋田市千秋矢留町	約640m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差3箇所	
	車線の数の内訳		2車線			約450m					
	車線の数の内訳		4車線			約190m					
	3・4・29	保野野中通線	秋田市保野千代田町	秋田市中通六丁目	秋田市保野野原の町	約3,440m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差10箇所、特殊街路秋操公園道路一号線と平面交差	
	車線の数の内訳		2車線			約2,670m					
車線の数の内訳		4車線			約770m						
3・4・79	手形添川線	秋田市手形字上川原	秋田市添川字地ノ内	秋田市旭川南町	約1,380m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差2箇所		
3・4・80	南茨島線	秋田市南通宮田	秋田市茨島二丁目	秋田市牛島西一丁目	約3,000m	地表式	2車線	16m	幹線街路御所野追分線と立体交差、幹線街路と平面交差4箇所		

秋田都市計画道路の変更(秋田県決定)

- 3・3・7号 割山向浜線
- 3・4・11号 新屋土崎線
- 3・4・26号 千秋添川線
- 3・4・29号 秋田環状線

変更総括図

凡例	
	変更前
	変更後

変更前 3・4・26号 千秋添川線 L=3,420m W=16m 2車線
 変更後 3・4・79号 手形添川線 L=1,380m W=18m 2車線

変更前 3・4・26号 千秋添川線 L=3,420m W=16m 2車線
 変更後 3・4・26号 千秋矢留線 L=640m W=18m 2車線

変更前 3・4・29号 秋田環状線 L=7,010m W=16m
 変更後 3・4・29号 保戸野中通線 L=3,440m W=18m 2車線

変更前 3・3・7号 割山向浜線 L=4,040m W=25m
 変更後 3・3・7号 割山向浜線 L=4,040m W=25m 2車線

変更前 3・4・29号 秋田環状線 L=7,010m W=16m
 変更後 3・4・80号 南通茨島線 L=3,000m W=16m 2車線

変更前 3・4・11号 新屋土崎線 L=13,980m W=20m 4車線
 変更前 3・4・11号 新屋土崎線 L=13,980m W=20m 4車線



SCALE 1:50000



秋田都市計画道路の変更(秋田県決定)

3・3・7号 割山向浜線

変更計画図

凡例	
	変更前
	変更後

変更前 3・3・7号 割山向浜線 L=4,040m W=25m
 変更後 3・3・7号 割山向浜線 L=4,040m W=25m 2車線

2車線

25m



SCALE 1:5000



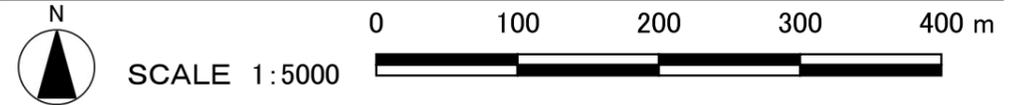
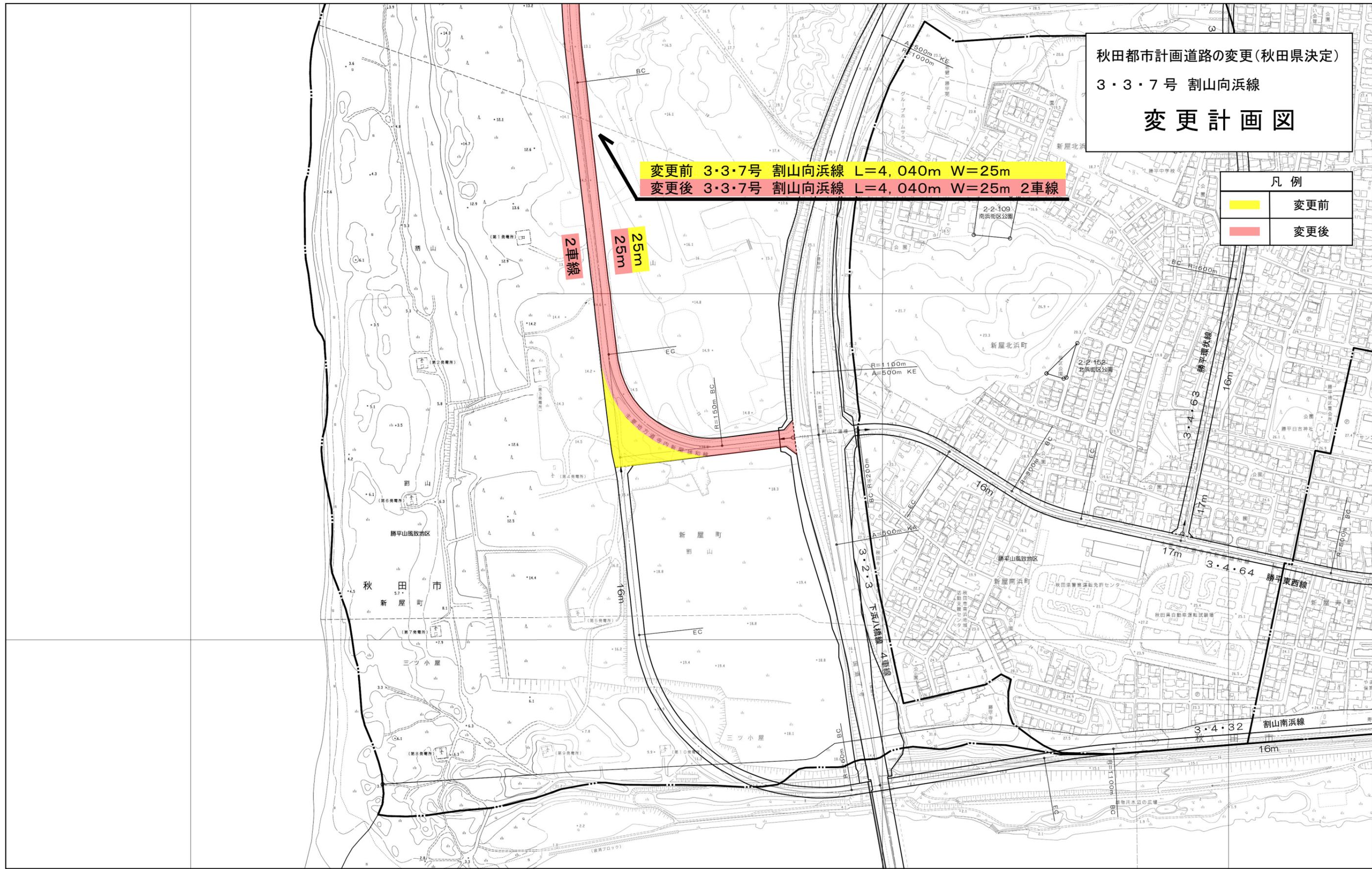
秋田都市計画道路の変更(秋田県決定)

3・3・7号 割山向浜線

変更計画図

変更前 3・3・7号 割山向浜線 L=4,040m W=25m
 変更後 3・3・7号 割山向浜線 L=4,040m W=25m 2車線

凡例	
	変更前
	変更後



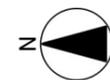
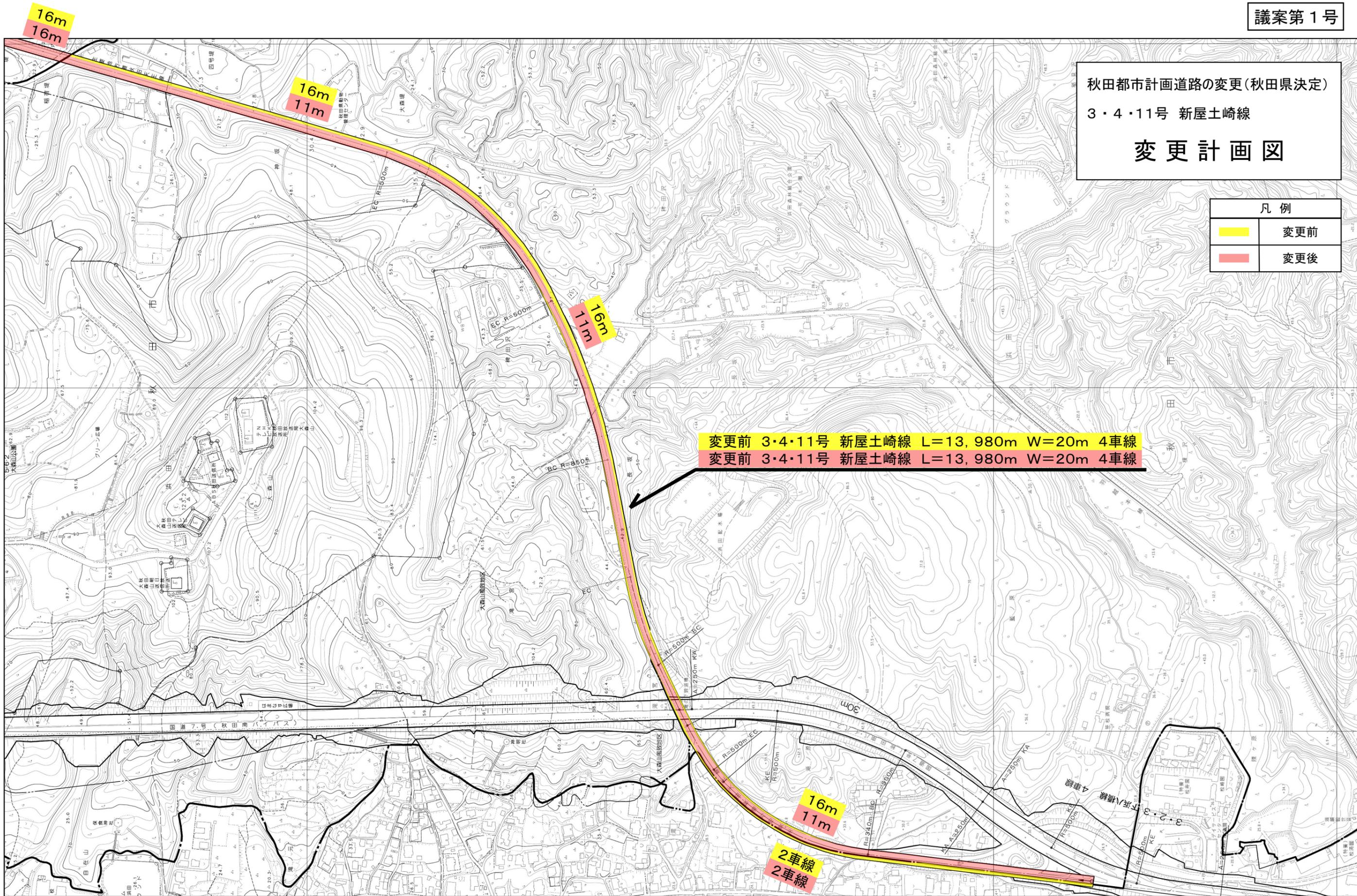
秋田都市計画道路の変更(秋田県決定)

3・4・11号 新屋土崎線

変更計画図

凡例	
	変更前
	変更後

変更前 3・4・11号 新屋土崎線 L=13,980m W=20m 4車線
 変更後 3・4・11号 新屋土崎線 L=13,980m W=20m 4車線



秋田都市計画道路の変更(秋田県決定)
3・4・11号 新屋土崎線

変更計画図

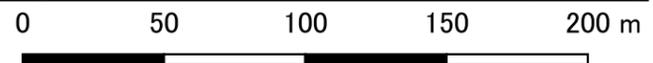
凡例	
	変更前
	変更後



変更前 3・4・11号 新屋土崎線 L=13, 980m W=20m 4車線
 変更前 3・4・11号 新屋土崎線 L=13, 980m W=20m 4車線

32.5m
32.5m

6車線
6車線



秋田都市計画道路の変更(秋田県決定)

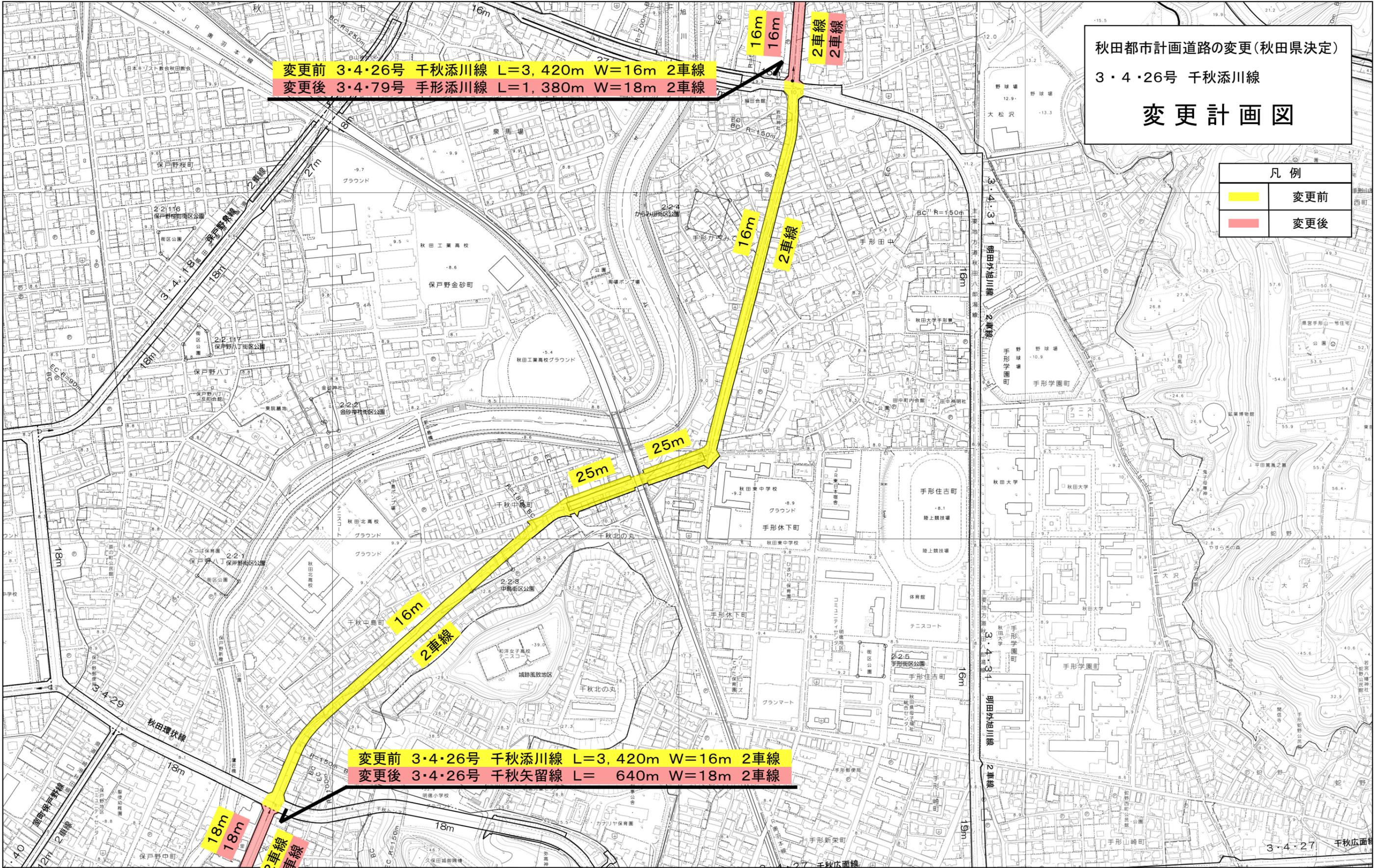
3・4・26号 千秋添川線

変更計画図

凡例	
	変更前
	変更後

変更前 3・4・26号 千秋添川線 L=3,420m W=16m 2車線
 変更後 3・4・79号 手形添川線 L=1,380m W=18m 2車線

変更前 3・4・26号 千秋添川線 L=3,420m W=16m 2車線
 変更後 3・4・26号 千秋矢留線 L=640m W=18m 2車線

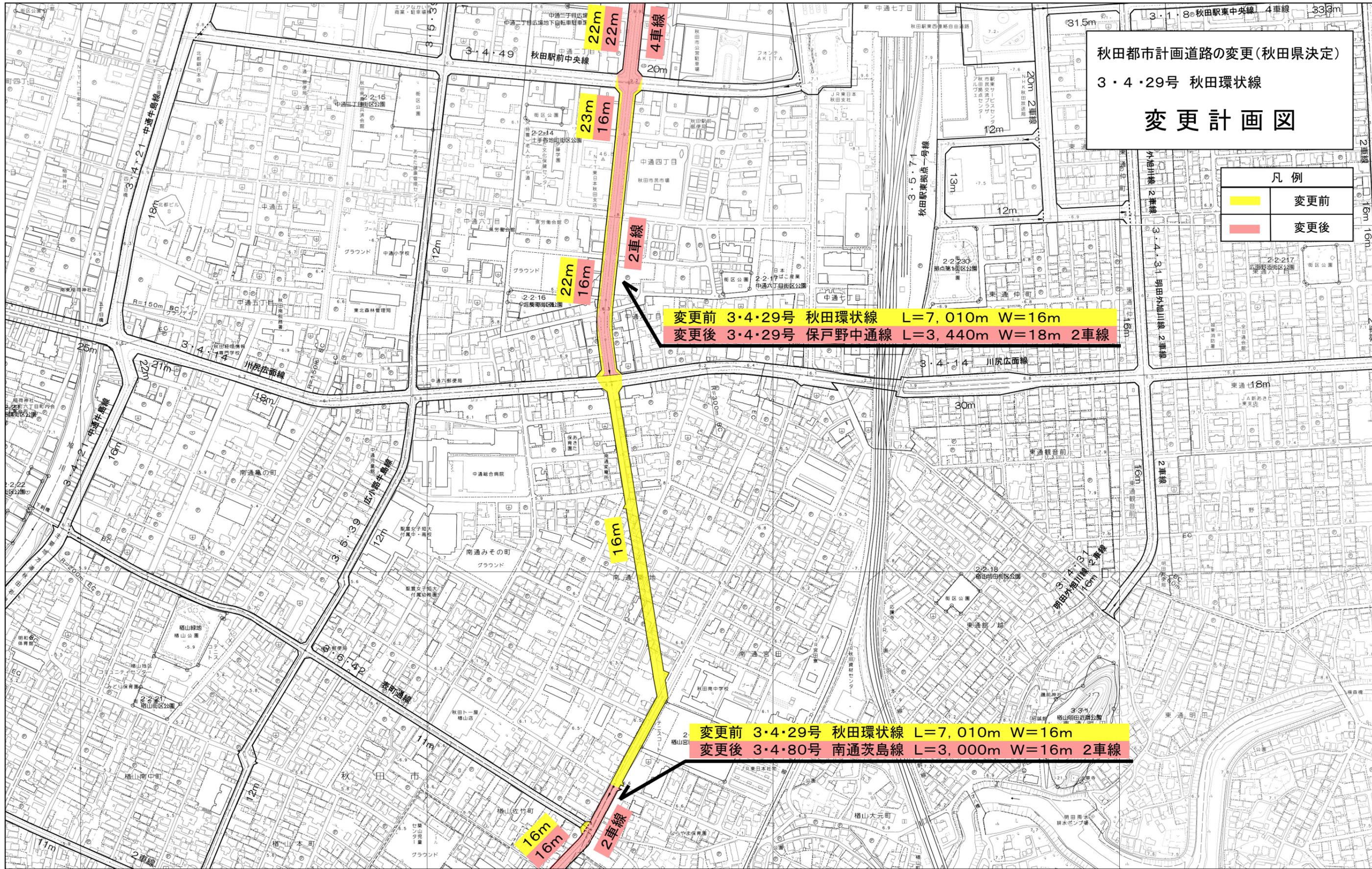


秋田都市計画道路の変更(秋田県決定)
3・4・29号 秋田環状線
変更計画図

凡例	
	変更前
	変更後

変更前 3・4・29号 秋田環状線 L=7,010m W=16m
 変更後 3・4・29号 保戸野中通線 L=3,440m W=18m 2車線

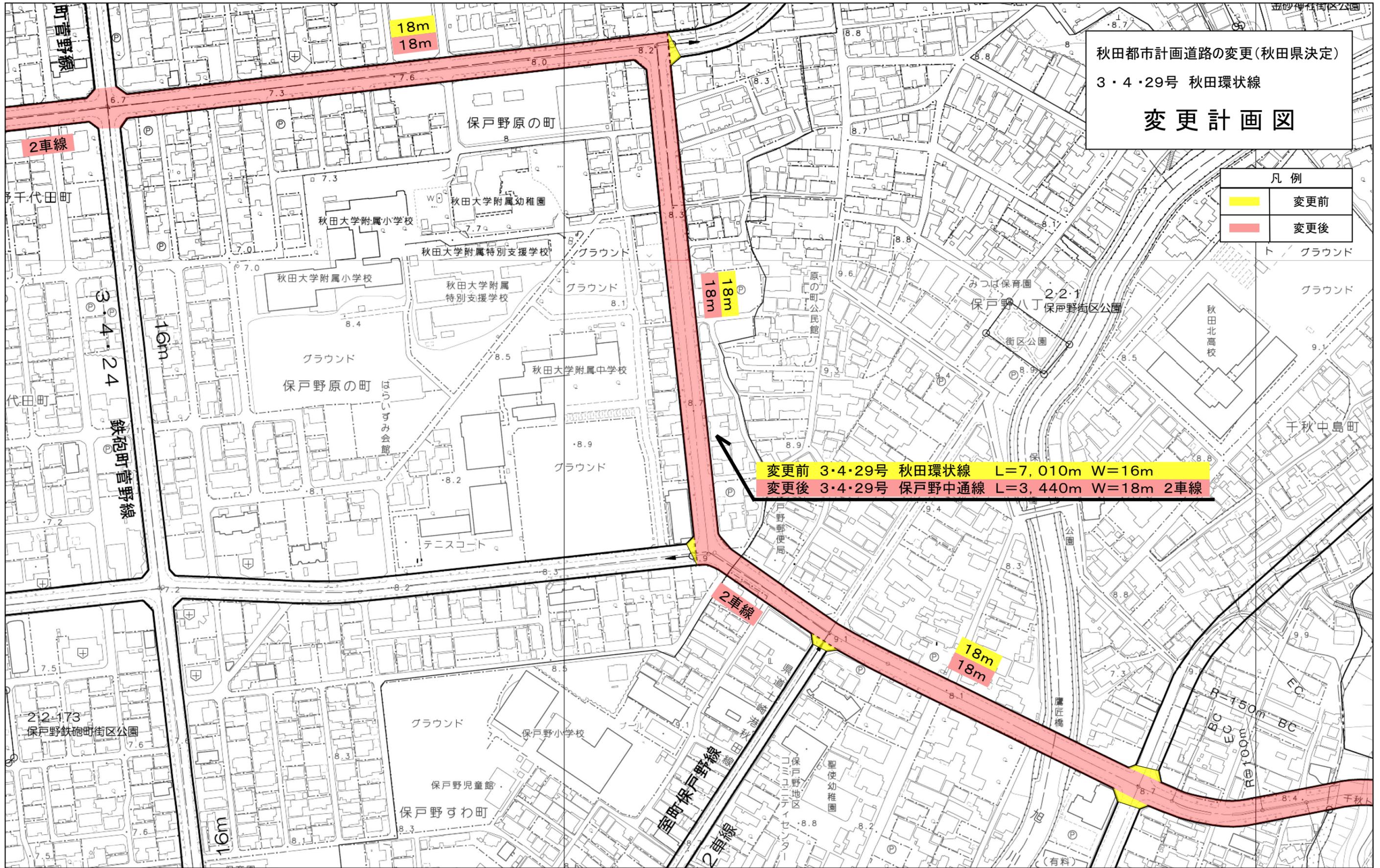
変更前 3・4・29号 秋田環状線 L=7,010m W=16m
 変更後 3・4・80号 南通茨島線 L=3,000m W=16m 2車線



秋田都市計画道路の変更(秋田県決定)
3・4・29号 秋田環状線
変更計画図

凡 例	
	変更前
	変更後

変更前 3・4・29号 秋田環状線 L=7,010m W=16m
 変更後 3・4・29号 保戸野中通線 L=3,440m W=18m 2車線



秋田都市計画道路の変更(秋田県決定)
3・4・29号 秋田環状線
変更計画図

凡例	
	変更前
	変更後

変更前 3・4・29号 秋田環状線 L=7,010m W=16m
 変更後 3・4・80号 南通茨島線 L=3,000m W=16m 2車線

